

赤 監 第 33 号
令和 7 年 3 月 24 日

赤 磐 市 長 友 實 武 則 殿
赤磐市議会議長 佐 藤 武 殿

赤磐市監査委員 栗 原 雅 之
赤磐市監査委員 原 田 素 代

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和 6 年度公の施設の指定管理者監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

2 監査の期日

令和 7 年 2 月 14 日（金）

3 監査の対象

指定管理者	社会福祉法人 社会福祉協議会
施設名	赤磐市赤坂福祉サービスセンター「春の家」
所管部署	保健福祉部 社会福祉課

4 監査対象期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日

5 監査の対象事項

公の施設の指定管理に係る出納およびその他の事務の執行

6 監査方法

令和 6 年度における指定管理に関する業務が関係法令、協定書及び事業計画書に沿って行われているかどうかを主眼とし、職員及び所管部署（社会福祉課）職員の出席のもと、関係資料に基づき説明を受け実施した。

第 2 監査対象の概要

○ 指定管理に係る施設の概要

施設名称	赤磐市赤坂福祉サービスセンター「春の家」
所在地	赤磐市町苅田 517 番地 1

○ 指定管理者

名称	社会福祉法人 社会福祉協議会
所在地	赤磐市河本 778 番地 1
指定管理者の指定	令和 2 年 4 月 1 日

(1) 令和 6 年度施設利用状況(令和 6 年 12 月 31 日時点)

居宅介護支援事業利用者状況

実利用者数	120 人
利用者延人数	995 人
利用者平均延人数	月/110.6 人

通所介護事業利用者状況

実利用者数	498 人
利用者延人数	4,595 人
利用者平均延人数	月/510.6 人
訪問介護事業利用者業況	
実利用者数	505 人
利用者延人数	4,752 人
利用者平均延人数	月/ 528 人

(2) 指定管理料について

赤磐市赤坂福祉サービスセンターの管理運営に関する基本協定書第 23 条により、指定期間における指定管理料として 15,500,000 円を四半期に分割し支出。

(3) 指定管理業務の内容について

構成施設及び業務の範囲

名称及び所在地	業務等の範囲
赤磐市赤坂福祉サービスセンター 「春の家」 赤磐市町苅田 517 番地 1	(1) センターの利用の許可に関する業務 (2) センターの維持管理に関する業務 (3) 利用料の徴収に関する業務 (4) センターの設置目的を達成するために必要な業務 (5) センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務 (6) その他市長が必要と認める業務

第 3 監査の結果

令和 6 年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

しかし、次のとおり一部改善を要する事項があったので、指定管理者にあっては所管部署との協議により、適切な措置を講じ、所管部署にあっては指定管理者に対する指導を含め、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

1 物品の管理等について

備品台帳が合併前の「赤坂町時の台帳」と「合併時点で作成された台帳」の 2 冊で管理されており、廃棄年月日や所管換え等の記載がないものが見受けられた。備品台帳は、備品の情報を一元化するための台帳である。在庫管理や補充等をスムーズに行うためにも今後は、備品台帳を一冊にまとめられたい。また市が所有する貸与備品と指定管理者が購入した購入備品の区別が明確になるよう備品台帳に記載されたい。

2 管理運営のための体制の整備について

「赤磐市赤坂福祉サービスセンター指定管理業務仕様書」7 センターの管理運営業務の内容 (7) ④に、「防災対応マニュアル（勤務時間外及び休日における連絡体制を含む。）を作成し、市長に提出すること」とあるが、「防災対応マニュアル」が作成されておらず、市長へ

の提出も確認できなかった。火災時を想定した避難訓練は実施されているが、火災に限らず大規模災害に備え、施設内で起こりうる災害リスクを想定した「防災対応マニュアル」を早急に作成し、災害時に迅速かつ効果的に行動できるよう危機管理体制の確立を図られたい。

3 公金の管理状況について

事務所内に金庫があり、デイサービスの利用料や生活困窮者の預かり金等が一時的に保管されていた。金庫への入金・出金は台帳で管理されているが、金庫内の現金総額が把握されていない。公金の管理については、正確な現金管理を行うためにも、金庫内の現金の残高確認等を職員間で定期的に確認するとともに、金庫の管理についても鍵の管理も含め適正に管理されたい。

4 所管課について

所管課においては、仕様書の内容を満たしていない事項に関しては改善に向けた確に指導されたい。

第4 意見

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減などを図るものである。また、適切な管理運営が、市民の快適な施設利用をもたらすだけでなく、施設を訪れる全ての人々が本市に対するイメージの向上に直結するとも考えられる。

今後も施設の設置目的に即した管理運営を検討し、引き続き市民満足度の高いサービスの提供を目指していただきたい。

今回の監査において指摘した改善事項は、適切な措置を講じ、質の良い管理運営が図られ今後の指定管理業務に生かされるよう期待する。

また、所管課である社会福祉課においては、今後とも、監督責任者として指導監督を行い、管理業務の履行確認に十分留意するとともに、改善を要するものについては、迅速にその措置を講じられたい。